

令和4年度 第2回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：令和5年2月6日（月）15:30～16:45

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、池澤委員、北村委員、佐竹委員、筒井委員、八田委員、宮地委員

高知県

徳重総務部長、澤田総務部副部長、寺村行政管理課長、北村職員厚生課長、濱口議会事務局総務課長、三谷教育委員会事務局教育政策課課長補佐

（行政管理課長）

時刻になりましたので、ただ今から、第2回の特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは山元会長、審議の進行をよろしくお願いたします。

（山元会長）

それでは、ただ今から、第2回の特別職報酬等審議会を開催いたします。今回で結論が出せるよう、ご審議の方をよろしくお願いたします。

まず、前回、委員の皆様からいただいたご意見を受けて、事務局が資料を作成しておりますので、まず事務局の方から説明をお願いたします。

（行政管理課長）

それでは、お手元の資料に沿いましてご説明させていただきます。お手元の「第2回高知県特別職報酬等審議会資料」という2枚ものの資料をご覧ください。1ページ目は前回の審議会でもいただいた主な意見をまとめております。

まず、「給料及び報酬の水準」につきましては、丸の1つ目ですけれども、現時点では引き上げることは難しいと考える。しっかりと民間レベルで賃金の引き上げがなされ、公務員の一般職についても引き上げるような状況になれば、特別職も引き上げていくべきではないか。

丸2つ目ですが、知事の給与が引き上がることにより、皆の機運が高まるという視点もあると思うが、物価も上昇し、県民の生活状況も厳しい現状もあり民間レベルの対応を見ながらということが妥当ではないか。

丸の3つ目ですが、今の民間企業や県民の生活の状況では引き上げについて、県民に理解されるのは難しい。他方で、下げる理由も特にはないのではないか。

また、丸の4つ目ですけれども、知事の給料を引き下げるのは、今の時代背景を踏まえると考えられず、今日の段階では据え置きが妥当ではないかと思う。民間も非常に経営が厳しいときに、知事の給料を引き上げるというのはなかなか考えづらい。

最後の丸ですが、特別職が重責を担っている面から、全国順位がこの位置でいいのかという思いがある。一方で県民に対する納得性から現状を見て引き上げるのはどうかというところもあって、据え置きが妥当ではないかといったご意見がございました。

なお、退職手当の支給基準につきましては、第1回の審議会ではご意見をいただいておりますので、この後に、改めてご意見をいただければと思います。

次に2ページをご覧ください。2ページ目は、特別報酬等の全国状況等の概要の資料でございます。前回の資料は令和4年12月1日時点で作成をしておりましたが、その後、鳥取県で給料の改定がございましたので、資料の下段、「2. の知事の給料に改定のあった団体の状況」に鳥取県を追加しております。鳥取県は今回一般職の給与の改定率等を考慮して、特別職の改定を行い、知事の給与が115万1,000円から、115万3,000円へと2,000円増加をしております。令和4年の12月議会で改定を行い、令和4年4月1日から適用しております。なお、鳥取県知事の給与月額改定前も改定後も全国47位であり、当県の順位に変動はございません。

なお、3ページ目は、本県における一般職の給与の改定状況でございます。こちらは前回の資料と変更がございません。私からの説明は以上になります。

(職員厚生課長)

続きまして、退職手当につきまして前回の審議会であまり議論がございませんでしたので、改めてご説明させていただきご意見をいただければと思います。前回の審議会でご説明しました、退職手当に関する部分につきまして再度簡単に説明させていただきますので、「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」をお願いいたします。

こちらの資料の28ページをお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当は、知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例に基づいて支給しており、条例の第2条第2項により、任期ごとに支給することとなっています。退職手当の額は第3条にありますように、退職の日における給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて得た額となりまして、支給割合は知事が100分の48、副知事が100分の35、教育長が100分の24となっております。

次に30ページをお願いします。特別職の退職手当制度の沿革について、資料の中ほど、太線の下、平成15年10月3日の欄をご覧ください。平成15年より前は、特別職の退職手当は、支給の際に議会の議決を得て決定し、支給しておりましたが、新たに知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例が制定されたことにより、支給の際の議会の議決は不要となりました。その後、平成18年、平成25年、平成30年に他県の状況や一般職の退職手当の改正状況を勘案して支給割合の引き下げが行われております。

また、資料にはございませんが一般職の退職手当の支給割合について補足説明をさせていただきます。一般職の退職手当の支給割合は、国家公務員の退職手当の取扱いを踏まえて決定しております。国家公務員の退職手当については、概ね5年ごとに官民比較調査を実施し、その結果を踏まえて必要な見直しが行われております。直近では、令和3年10月から12月に、人事院による官民比較調査が行われまして、その結果が令和4年4月に表明されましたが、退職手当に関する官民格差は0.06%と官民で概ね均衡していたため、国においては支給割合の改正は行わないということになりました。そうした国の取扱いを踏まえまして、本県においても支給割合の改正は行っておりません。

資料にお戻りください。31ページをお願いいたします。全国の状況でございます。まず「1. 算定方法」ですが、全国のほとんどの都道府県が本県と同様に給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっておりますが、一部教育長について一般職の例で計算する都道府県や、知事の退職手当を廃止した大阪府のような例もございます。「2. 支給割合別団体数」ですが、令和5年1月1日現在、本県の知事の支給割合は100分の48ですので、退職手当を廃止した大阪府を除いて、全国でも一番低い割合となっております。副知事の支給割合は、網掛けした部分ですけれども、本県は100分の35で、低い方から2番目。教育長の支給割合は、本県は100分の24で、低い方から6番目となっております。

次の「3. 前回審議会開催時との比較」です。知事、副知事、教育長の表が3つありますが、それぞれ表の左上の方に支給割合を載せております。3年前の前回と比べ、本県は知事、副知事、教育長とも据え置きとなっておりますが、全国平均はそれぞれ前回と比べて若干下がっております。

次に知事の表の真ん中の網掛けした行ですが、知事の退職手当の額を一年分に割り戻したものでございます。本県は7,027千円でして全国順位は46位と前回と同じでございます。またその2行下の網掛けの部分は給料・期末手当・退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額でございます。本県は27,151千円であり、全国順位は44位と、こちらも前回と同じ順位でございます。副知事、教育長については説明を省略させていただきます。

次に資料の32ページをお願いします。全国の主な改正状況になります。(1)は、前回令和2年1月1日現在の調査以降に、退職手当の支給割合を引き下げた団体を記載しております。富山県のみが、知事及び副知事の支給割合を引き下げております。(2)は、新たに規定を設けた団体ですが、京都府が教育長について、それまでの一般職によるとしたのから、新たに支給割合を定めております。

資料の33ページから36ページには、詳細な説明は省略させていただきますが、都道府県別に改正状況ですとか、支給の時期、支給割合、退職手当を1年分に割り戻した額、給料や期末手当を含めた1年分の総支給額について整理をしております。以上が前回の審議会での説明の概要と一般職の退職手当の状況についての補足説明で

ございます。

説明の中で、大阪府が知事の退職手当を廃止したことについて少し触れましたが、このことについて、事前説明の際に八田委員からご質問をいただきましたので、大阪府が知事の退職手当を廃止した経緯等について、少し説明をさせていただきます。特に資料はございません。口頭での説明で失礼いたします。

大阪府は平成27年度、当時の松井一郎知事の時に特別職報酬等審議会の答申を受けて、知事の退職手当を廃止しております。ただし、同時に一任期中の退職手当相当額を1ヶ月相当に割り戻した額が毎月の給料に上乗せされるので、退職手当は廃止したものの、任期中の総収入額は減っておりません。大阪府が知事の退職手当を廃止した理由としては、審議会の意見具申の中で勤務報償としての要素がある退職手当は公選職である知事の性質上なじみにくいことや、民間企業の役員の退職慰労金は制度がない又は廃止している企業が半数を超えていることなどが挙げられております。

その一方で、職責に応じた任期中の総収入額の確保ですとか、人材確保等の観点、また民間企業が役員の退職慰労金の廃止後に役員報酬に振り分けている状況を鑑みて、退職手当を含む任期中の総収入額の水準は維持すべきとされています。職員厚生課からの説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

(山元会長)

ただ今事務局から説明をいただきました。各委員の皆様からご意見等をいただきながら、まず給料及び報酬の水準について、議論を深めてまいりたいと思います。

まずは第1回の審議会を欠席されておりました佐竹委員から何かご意見があれば。

(佐竹委員)

佐竹でございます。よろしく願いいたします。第1回目を欠席いたしまして、その後、先日県のスタッフの方が職場にお越しになり、1回目の審議会の報告をいただきました。また、これまでの報酬の推移や全国の報酬の現状等についても説明を詳しくいただきました。物価上昇率を超える賃上げの実現を目指したいと経済界も求めていますけれども、経済界としても、既に上がってしまっている物価というのは、現状としては企業や個人の負担になっているということもあって、もちろん、賃上げが重要だとは思いますが、日本の企業ですね、99.7%が中小零細企業といわれる現状も踏まえて、最近ではユニクロのファーストリテイリングは4割給与を上げる報道はされているものの、内部留保が潤沢な大手上場企業はもちろんその余裕があると思えますけれども、地方の中小零細企業にとってはまさにこの先続くエネルギーや食料価格の高騰等が続いていく厳しい状況の中では、なかなか難しいというのが現状でございます。そんな中で、皆さんのご意見も説明いただいた上で、高知県の特別職報酬の水準が全国的に見ても特別高いということもなく、現状の特別職の皆様のご職務の大変さを見ても、逆に下げるという理由も見つからないと思います。そういう意味では、現状では上げは難しいというのが私の実感です。ただ、これから大手企業がインフレ水準を上回るような賃上げを率先していくことで中小企業もこれに続いていく可能性というのは十分あると思えますし、地方の中小企業の賃上げも含めて、自治体も含めてですね、いい方向に向かっていく可能性は十分にあるというふうに私は感じております。以上です。

(山元会長)

ありがとうございます。据え置きが妥当であるというようなご趣旨のご意見であったと思います。前回の議事の様子を主な意見としてまとめていただいて、冒頭事務局の方からご説明いただきましたけれども、やっぱり考えが変わったとか、こっちの方がいいとかいろいろ、もし委員の方がいらっしゃいましたらご発言をいただけたらと思いますが、まず北村委員いかがでしょうか。前回据え置きが妥当であろうとの方向性だったと思うんですけども、その方向性でよろしゅうございますか。

(北村委員)

はい。前回と同じ据え置きがいいのではないかと思います。

(山元会長)

わかりました。池澤委員、いかがでしょう。

(池澤委員)

私も前回と同じで据え置きがやむなしかと思いますが、独自に減額されている部分、ここはやっぱりあるべき姿に戻していく努力をどこかでしていかないといけないと感じております。そもそもここで議論してどうするかということを答申していくわけですから、この審議会の位置付けも踏まえると、やっぱり独自減額というのはあまり好ましくない姿かと、そこだけ付け加えさせていただきます。以上です。

(山元会長)

ありがとうございます。筒井委員、何か前回に加えて何か。

(筒井委員)

1ヶ月経っていますけども、どう考えても前回の据え置きということで、上げる良い材料がないですね。将来的にはまた景気が良くなって、全体的に高知県の底上げができてきたら特別職についても考えなければいけないと思いますけれども、今は少しこの時点では難しいので、私としては据え置きということで仕方がないと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。

(筒井委員)

下げる理由はないです。

(山元会長)

八田委員からは。

(八田委員)

私も前回の議論と特に考えは変わっておりません。下げる積極的な理由は全くなくて、むしろ上げる方向の社会背景はあるのですけれども、現状の高知県の状況を考えると、県民の理解は得られないと思いますので、もうしばらく今の給与レベルで頑張っていただくというのがいいのではないかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。宮地委員、1回目の審議の様子も含めて事務局の方から説明等があったかと思います。それを踏まえて何かご意見等いただければと。

(宮地委員)

はい。すみません。1回目の1月の会を所用で欠席になりました。先日事務局の方からご説明をいただきました。東京の方では一般の企業の賃上げ云々という話も出てきてはいますけれども、やはり私も高知県内の今の状況を見たときに、本当に経済が上向しているのかというのは少し実感がないところがあります。大変長い期間据え置きという形になっていますが、今回は据え置きで、もう少し県内の経済事情が良くなった頃にまた上げるということでどうかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。前回及び今日改めてご意見をお伺いしますと、据え置きが適当ではないかという皆さんの総意ではないかというふうに思います。次に退職手当につきましてこの支給基準として何かご意見等があっ

たらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(八田委員)

大阪府がどうして退職手当をやめたのか説明していただいたところですが、退職手当をやめて給料に上乘せする形にするというのは、話としてはすごく妥当な方向性のような気がしていて、他の都道府県も追随してもいいのかという気もするのですけれども、そこはそれぞれの都道府県の考えかなど。それで退職手当を廃止した分を給料に上乘せしたことで、その実質の収入は確保されているということですが、資料の35ページにその期末手当とか退職手当を上乘せした上乘せベースにしたもので比較した時に大阪府は47位っていうふうになっていて、大都市圏にしてはなんか極端に低いなという気がします。その辺りは何か別の背景がありますでしょうか。もしご存じであれば。あるいはフルには上乘せしなかったのかなど。

(職員厚生課長)

当時の審議会の資料を読みますと、その当時の総収入額の水準は維持すべきということでありました。廃止する前に退職手当の額を50%カットされていたようでして、そのカットした水準を元に総収入額の水準を保っているようですので、そのため他県に比べて金額が少なくなっています。

(八田委員)

直前の段階ですでに退職手当をカットして、下がっていたところでそれを上乘せする形の給料に変えた。

(職員厚生課長)

そうです。

(山元会長)

他に何かご質問はございませんでしょうか。ご質問等ないのでしたら、申し訳ないですけども前回ご欠席されてました佐竹委員、何か水準について。

(佐竹委員)

資料を全国的な比較で見ると、相対的に見るのが良いのか悪いのかちょっと分かりませんが、全国的に見るとそれほどおかしな数字が高知県の所に出ているということもなく、支給の割合についても民間と国の差を小さくしていることを当てはめているということで特に問題ないのではないかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。宮地委員いかがでしょうか。

(宮地委員)

そうですね。そんなに極端に低いとかそういうことはないと思います。

(山元会長)

据え置きでしょうか。

(宮地委員)

はい。

(山元会長)

わかりました。前回この件については議論が十分ではなかったと思いますので、改めて各委員の方からご意見を賜りたいと思います。池澤委員。

(池澤委員)

まず、今の方式でいくと、任期を全うした後で退職手当が出るという考え方は妥当だと思います。任期を最後までしっかりと勤め上げていただくという意味においては、任期を満了したところで退職手当を支給するという考え方でいいと思います。ただ、これもあまりないケースだと思いますけれども、任期の途中でどうしても知事続けられなくなったとか、そういった場合のことを考えたときに後払いで本当にいいのかということもあるので、どちらの考え方も間違っていないと思うのですが、結論をいうと、今は大阪しかそういう方式に変えてないということであれば、高知はそれに追随していく理由が明確にはないのではないかと。東京なり愛知なりという形でどんどん大阪方式に変わっていくのであれば、そのときには高知県でも議論をすべきかと思いますが、今の段階ではそこへ踏み込む理由が不十分かと思います。そういう意味では現状の方式でいいかなと。あと水準については、もう月額報酬等のところで据え置きが妥当ではないかという議論になっていますので、退職手当の水準についてもそこは据え置きが妥当ではないかなと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。北村委員いかがでしょうか。

(北村委員)

同じ意見でございます。以前大阪府が廃止したことをお聞きした時には、すごいことをされたなと思ったのですが、結局給料に乗せているということなのですね。本当に知らないことがたくさんあります。改めてこの金額を見ているところです。話をお聞きして今の状況で良いのではないのでしょうか。

(山元会長)

ありがとうございます。筒井委員いかがでしょう。

(筒井委員)

33 ページの改正状況ですね、確かに他県と比較するととても低いのですが、全体の状況をみれば、今のところこの割合を動かすというふうなことはないのではないかなと思っています。今のところちょっと大阪府以外ではパーセンテージは低いですが、現状では動かせないのではないかなと、金額だけ見たら気の毒と思うのですが、現状維持で仕方がないのではないかなと思いました。知事だけを見ているのですが。

(山元会長)

その他の特別職につきましても、前回も少し説明がありましたけれども、知事を 100 とした場合の基準で妥当ではないかということだったと記憶しております。八田委員いかがでしょうか。

(八田委員)

この前の条例改正で、退職手当の割合が 50 から 48 になったときの事情は、一般職の退職手当の改正状況に見合った変更ということでしたので、今回そういう具体的な理由がなければ、変える理由はないということだと思います。それから他にもご意見が多かったように、大阪にわざわざ追随する必要はなくて、高知県の方式でやっていくことで特に問題ないかと思います。

一方で、今、社会全体に業績に対する報酬というような給与の出し方もかなり普及していて、私ども大学でも研究業績で年俸を決めるというシステムができていますので、そういう観点からすると、例えば給与は条例で決まっているけども、退職時までの業績によって多少その手当が変わるというような仕組みがあってもいいのかなとは思いますが、具体的には今持ってはおりませんので、現状ではこのままでいいかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。ご意見をお伺いしましたところ、水準については据え置きが妥当ではないかという皆

さんのご意見だったと思います。支給基準について八田委員から最後お話のありました、業績に応じて年俵をと
いう考えは、この行政の部分において、どう測っていくかはなかなか難しいなというのは、今後の検討課題とい
う、馴染むかどうかというのも含めての部分ではないかなと感じました。大学ではもうそういう考え方が入って
いるということでしたけれども。

(八田委員)

大学では、今は業績を点数化して年俵を決めるということをやっています。

(山元会長)

ちなみに業績というのはどういうものを基準にされていますか。

(八田委員)

我々の大学でいいますと、研究、教育、社会貢献、それぞれの業績を集計して、例えば教育であれば、何人の
学生を教えて、授業はどう評価されたかという、学生の評価をかけ算するという、研究であれば、外部資金をい
くら取ってくるのか、どんな有名なジャーナルに何本載りましたとかを点数化して、それで年俵を決めるとい
うことをやっております。かなりちょっと日本の中では珍しい、先進的なやり方かなとは思いますが。

(職員厚生課長)

関連して、参考になるかわかりませんが、私たちが調べさせていただいた都道府県の状況ですが、以前には市
で、大阪市とか奈良市とか尼崎市とかいうところの状況をちょっと調べたこともございまして、尼崎市では平成
23年から24年にかけて報酬審議会で退職手当をどういうやり方で支給するのがいいのかを検討したことがある
ようでして、そのとき、さっき八田委員がおっしゃっていた、退職手当功績反映案を一応検討はしていたよう
です。4年の任期中に対する功績を退職手当に反映させる仕組みを盛り込むことで、より良い市政運営に努める動
機付けとなることが期待されるとかいったことが検討されましたが、結局結論としては、現行制度の継続が妥当
ということになったようです。ご参考までに。

(山元会長)

ありがとうございます。よろしゅうございますか。それでは答申の具体的な検討にあたってまいりたいと思
います。委員の皆様のご意見を踏まえまして、事務局に案の用意をお願いしておりますので、たたき台として事務
局案を出していただいて、それをもとに検討してまいりたいと思います。それでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

それでは説明をお願いします。

(行政管理課長)

はい、それでは事務局の案についてご説明をさせていただきます。

ただ今お手元にお配りをいたしました、令和4年度高知県特別職報酬等審議会 事務局試案についてご説明を
させていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。「I 報酬及び給料の額」の試案につきましては、黒丸で記載のとおり、本
県における一般職との均衡、他県の改定状況の観点から据え置きが適当との案にさせていただきます。

「(1) 報酬等の額」には現行の金額を記載しております。据え置きの主な理由といたしまして、「(2) 考
え方」に記載をさせていただきますとおり、現在の報酬額が適用となった平成22年度以降の一般職の月例
給の累計の改定率はプラス0.65%で、その率を知事の現在の給料月額である122万に乗じた場合、122万8,000

円となり、増加額は8,000円であるが、本県の改定は1万円単位で行っているところ。

また、2つ目といたしまして、前回の審議会以降、本県における一般職の月例給の改定率はプラス0.21%であるが、これは若年層に重点を置いたものであるところ。

また、3つ目としまして、前回の審議会以降、知事の給料に改定があったのは47都道府県中2団体で、本県の全国順位に変動はないこととさせていただきます。

なお、下段には参考といたしまして、現行の額及び改定前の額を記載しております。これは知事、副知事及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額につきまして、現行額に改定される前の平成18年4月1日改定の場合、現行額である平成22年4月1日の改定の額と差額をまとめた表でございます。参考までに申し上げます。

(職員厚生課長)

続きまして、退職手当の事務局試案をご説明いたします。2ページ目をご覧ください。退職手当につきましても、本県における一般職との均衡、他県の改定状況の観点から据え置きが適当との案とさせていただきます。考え方としましては、(2)のところですが、支給割合については、一般職の退職手当の改定状況や他県の支給金額等の状況を勘案し見直しを行いますが、現行の支給割合に引き下げました前々回平成29年度の審議会以降の一般職の退職手当支給割合の改定は行われておりません。

また、他県の状況を見ましても、前回の令和元年度の審議会以降、知事等の支給割合の改定が行われたのは47都道府県中、富山県と京都府の2団体のみとなっております、本県の全国順位に変動はありません。

以上のことから本県の一般職との均衡、他県の改定状況の観点から据え置くことが適当と考えております。

下に参考として、現行の支給割合と改定前の支給割合を載せておりますが、ご覧のとおり平成30年に知事、副知事、教育長の支給割合を一般職の退職手当の改定状況等を勘案し、現行の割合に引き下げしております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(山元会長)

ただ今、説明のありました事務局案をたたき台といたしまして、ご審議をお願いしたいと思います。

委員会の結論としましては、この事務局試案の中で黒丸で記載をしている結論に至ったと思いますけれども、例えばその下の考え方がございます。これがちょっと違うのではないかとか、例えばそういうことがあったりしましたら、何でも結構ですのでご意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

(八田委員)

3つ目の理由の最後の所ですが、IもIIも両方、全国順位に変動がないっていうのが少し気になる表現で、全国の中でも順位という位置付けは確かにすごく気にはなるのですが、それをもって議論するというのはいかがなものかと。例えばその給料の方、I番の方でいくと、都道府県中2団体のみで大きな変動はないとか、全国状況が変わってないということをいうのはいいのですが、順位が変わってないという表現は少し気になりました。

(山元会長)

この意見について、事務局の方で何かありませんか。

(行政管理課長)

確におっしゃるとおり、順位も1つの参考資料であり、当然これが決定事項ではないですので、考え方を修正しておきます。

(山元会長)

ではその対応で、この件につきましてはよろしくお願いいたします。あといかがでしょうか。よろしゅうございますか。事務局の方でもお伝えしたいことがあれば。特にございませんか。

(事務局)

はい、大丈夫です。

(山元会長)

では、答申の取りまとめに入りたいと思います。

各委員の皆様のご意見を踏まえまして、県議会の議員報酬の額並びに知事、副知事、教育長の給料の額及び退職手当の支給基準につきましては据え置きということで答申をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(山元会長)

ありがとうございます。ではそのように答申することといたします。

以上で諮問事項に対する答申案はできあがったと思いますが、池澤委員の方から独自の減額について、あるべき姿にもっていく努力をすべきではないかというようなご発言をいただきました。減額措置というのは、これは知事独自でご判断されてやっておられるものについて、取り止めてもいいのではないかというようなご趣旨のご意見だったかと思っておりますけれども、実は3年前のこの審議会におきまして同じく給料の減額について議論がっております。最終的に委員の総意として、減額の取扱いについて再考していただきたい、ということをし添えて知事にお伝えをいたしました。そういう経緯がありまして、同じご意見を今回池澤委員からいただきました。

本県におきまして、前回以降あるいは他と比べてどういう取扱いになっているかということ、ちょっと事務局の方から説明をいただけますか。

(行政管理課長)

はい。本県におきましては、知事が10%、副知事が3%。教育長が2%を本来の給料月額から減額しているところでございます。全国の状況といたしましては、20都道府県におきまして、給料や報酬等の額を減額することといった措置が講じられておりまして、前回の審議会を開催した3年前と比較いたしますと、そういった減額をしております都道府県は2県増えて3県減っているということで、1減という状況でございます。

(山元会長)

ありがとうございます。これは答申事項ではございませんけれども、この際、独自の減額について、ご意見等ございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

(佐竹委員)

それぞれの知事、副知事、教育長の皆さんの仕事が大変なことは十分わかっております。独自に減額されたその時点でのお気持ちはよくわかりますけれども、この場で決めることではないにしろ、やはり検討を続けて、これは廃止していく方向にもっていくのが妥当ではないかと私は思います。

(山元会長)

ありがとうございます。北村委員。

(北村委員)

ニュースなどで、知事の報酬が減額されたというのを見聞きしたときに、知事もそういうふうにお考えなのかと思ったこともございます。減額されることに関しては好意的にとらえる方もいると思っておりますが、やはりずっと減額しているので、これは元に戻す方向で良いのではないかと思います。これはここで審議することではないのですね。

(山元会長)

諮問事項ではなく、我々は本則について審議させていただきます。これを受けて知事がさらにどうするかという独自のご判断になりますので、我々としては何か知事に申し添えることがあれば、委員の皆様の総意としてこういうふうにされてはどうですかという扱いになると思います。

(北村委員)

一般の者が知事や副知事の報酬を見るときってボーナス時期が多いのではないかと思います。減額は知事のお気持ちでの事と思いますが、元に戻す事もお考え頂きたいと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。池澤委員、先ほどご意見伺いましたけども、何かございましたら。

(池澤委員)

独自の減額措置を続けていくと、それで十分やれるのではないかなってしていくので、本当に緊急避難的な措置としてやらなくてはならないときは致し方ないでしょうけども、それが常態化するのはいやっぱり好ましくないの、元に戻していく努力をしていくべきだと思います。

(山元会長)

わかりました。筒井委員いかがでしょうか。

(筒井委員)

あるべき姿として減額は好ましいことではないですので、考えていただくという方がいいのではないかと思います。では一気に減額を全部やめるかという、全国の状況をみても減額をずっとされているところが多いですが、やはりこれは当たり前ではなく、下げない方が一番いいですので、少し考えていただくということも必要ではないかなと。あまり全国の数値にとらわれてもいけないと思います。高知は高知の事情もちろんあるのですけれども、減額されて長いので、検討していただくという時期が来ているのではないかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。八田委員いかがでしょう。

(八田委員)

北村委員がおっしゃったとおり、減額ということが県民にどう響くかというのを考えたときに、知事の県の財政状況に対する意識などが伝わるという意味では、非常に重要なやり方なのかもしれません。それから実際にそれで県の財政が多少なりとも潤う面も否定はできない。ただ、それがずっと常態化してしまうと逆にそのインパクトもなくなってしまうというところもあるので、期限を本当に短く切って一時的にやるというようなやり方をしないと、せっかくのその意思表示がうまく伝わらないかなという気がします。ですので、本来はやはり委員の皆さんのおっしゃるように、その方針に基づく金額に戻していただくのが適切で、減額措置はできるだけ期限を切って、本当にその伝えたいときに伝えるようにしていただくのがいいかと思いました。

(山元会長)

ありがとうございます。宮地委員いかがでしょうか。

(宮地委員)

知事の給料というと本当に目の前に実感的に考えられるのは、やっぱりボーナスの時だと思います。大変な仕事、重責を担われて動いていただいていますから、それに応じた金額は必要じゃないかなとは思いますが。ただ高

知県はなかなか財政的にも厳しいところがありますから、そういうところを鑑みての減額だとは思いますが。皆さんおっしゃっているように、長い期間の減額、同じ額ですよ。その割合を減らしていくとか、緊急的にどうしてもっていうときはまたお考えもあると思いますが、考えてもいいのではないかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。皆さんのお考えをお聞きしますと、我々は本則がどうかというところは審議させていただいているのですが、それに加えて知事は独自のお考えで減額をされている。そのことについては知事の思いというもの伝わってくるという方法として有効ではないかという一方で、やっぱり一番、常態化するのには問題ではないか、やっぱり何らかの区切りを持たす、これが当たり前化してはいけない、そういうご趣旨ではなかったかと思えます。そこで、減額の扱いについて、知事にはやっぱりお考え直していただきたいということを答申とは別でお伝えをしてはどうかというのが私の提案です。

その区切りとして、知事もいつからというのはお考えにくいでしょうから、任期があります。その任期をひとつの区切りとして減額の取扱いについて再検討いただけたらというようなことで、言葉を添えさせていただきたいと思います。皆さんのご意見に加えるとすれば、任期を一つの区切りとしてということが、私が勝手に期限を設定しましたけれども、区切りとしてそういうことを少し添えて、皆さんの総意としてご説明してもよろしくございますか。

(筒井委員)

やっぱり任期を添えた方がいいですね。

(佐竹委員)

任期中に変えるというのはなかなか言いづらいと思います。

(山元会長)

ちょうど今年の12月に第1期の任期が終わりますので、区切りとしてそこで考え直してくださいということをお伝えさせていただきます。

それでは元に戻らせていただきまして、答申書の方の準備はいかがでしょう。

では、答申書を読み上げさせていただきます。令和5年1月6日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は現行で据え置くことが適当であるとの結論が出たので答申をします。という答申内容でございます。これで進めさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、この審議会としての意見の取りまとめはこれで終了いたします。あとは事務局の方で進めていただきます。

(行政管理課長)

それでは会長にご署名いただきまして、知事をお呼びしたいと思います。しばらくお待ちください。

(濱田知事)

失礼します。本日はどうもありがとうございます。

(山元会長)

委員会の審議がまとまりましたので答申いたします。先月の6日、本日の2回の審議会におきまして、委員の皆様から大変熱心なご意見をいただきまして、真剣に検討してまいりました。その結果を本日答申させていただきます。結論を簡単に申し上げますと、諮問を受けたことに関しましては一般職員の状況あるいは他県の状況を鑑みまして据え置きが適当であるという結論でございます。それでは答申書を読ませていただきます。

令和5年2月6日 高知県知事 濱田省司様、高知県特別職報酬等審議会 会長 山元文明、令和5年1月6

日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。

(濱田知事)

ありがとうございます。

(山元会長)

なお、我々が議論しております本則とは別に、減額のお取扱いをなさっている件につきまして、任期を一つの区切りとして、減額のお取扱いについては見直し、解消に向けてご努力いただきたいということが委員の総意でございますのでそれを申し上げておきます。

(濱田知事)

ありがとうございます。

(山元会長)

知事並びに特別職の方々には地方の状況が大変厳しい中、高知県のために日々大変なご努力をいただいております。我々県民といたしましても県勢の浮揚に期待するところはございますけれども、我々自身もしっかりとともに頑張っていかなければいけないと思いを強くしたところでございます。どうか引き続きよろしく願いいたします。

(濱田知事)

ありがとうございます。では一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましてはご多用のところ、大変ご熱心にご審議をいただきまして、今般、特別職の報酬等に関しましてのご答申をいただきまして誠にありがとうございます。今回いただきました答申につきましては、現行の水準を据え置くことが適当というお話でございました。委員の皆様方のご意見を尊重させていただきまして、方針を決定し対応してまいりたいと考えております。

ただ今お話がございましたように、私自身の任期も最後の一年ということになりました。そのために今年一年間は、従前にも増して更に徹底をして成果というものにこだわって、県政運営にあたりたいというふうに思っておりますし、また5年先、10年先、そういった先々の県政ということも展望いたしまして、この一年間があとから振り返ってみれば、未来へ向けた弾みとなるいい一年だったというふうに言っていただけるように、そうした思いを胸に刻みながら県政運営に精進をしてみたいというふうに考えております。委員の皆様方におかれましては、引き続き県政の役割に関しましてご指導ご鞭撻、またお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私のお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(山元委員)

それでは委員の皆様には、前回に続いて、熱心にご審議をいただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度の特別職報酬等審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。